

資源物の持ち去り防止パトロールを実施しています。

資源物の持ち去りを防止するために、職員による早朝パトロールを実施しております。今後も、市民の皆さんが安心して資源物を出せるよう努力してまいりますので、ご協力をお願いいたします。

資源物の持ち去り行為を禁止する条例について

平成23年4月1日から「立川市廃棄物処理及び再利用促進条例」の一部改正により、市で指定する者以外の者が、定められた場所に置かれた資源物を収集し、運搬することができません。違反した者は、20万円以下の罰金を科す罰則規定が適用されます。

市民の皆さんへのお願い

持ち去り行為を見かけた場合は、ごみ対策課までご連絡ください。

- ◆持ち去り行為があった場所
- ◆持ち去り行為があった日時
- ◆車両ナンバー、車種等
- ◆持ち去った品目



「くるりん」マークの車が、ごみと資源を収集します。

立川市環境下水道部ごみ対策課 電話 531-5517



出前講座に伺います！



《お願い》

びん・缶を出すときは、袋に入れずかご等容器で出してください。

日頃より、市の清掃行政にご理解とご協力いただきましてありがとうございます。
平成25年11月の「家庭ごみ戸別収集・有料化」から6ヵ月が経過しましたが、ごみ出しのルールにはなれましたか？

ごみと資源の分別等で困っていることはありませんか？

ごみ等に関することでわからないことがあった場合は、お申し込みいただければ、職員がお住まいの地域まで伺いし、講座を開催いたします。(土日・夜間でもお受けいたします。)

「出前講座」のお問い合わせ ごみ対策課 電話 531-5518 FAX 531-5800

「西砂からの風」に関するお問い合わせ 立川市環境下水道部ごみ対策課 電話 523-2111 内線 6748

みんなで減らそう 燃やせるごみ

立川市
総合リサイクルセンターより

西砂からの風

2014年5月(第22号)

発行/立川市ごみ対策課

ひとつの取り組みで、2重にうれしい

ベランダたい肥づくり



市で集められた「せん定枝」をチップ化したものから生まれた「たい肥の素」に、家庭の生ごみを加えながら、たい肥を熟成させます。作ったたい肥を使って、お花や野菜を育ててみませんか！

＜用意するもの＞

- ①深めのプラスチック製衣装ケース
- ②「たい肥の素」
(リサイクルセンターで配布しています)
- ③生ごみ
- ④虫除けネット(農業用の寒冷紗^{かんれいしゃ}など)
- ⑤シャベル
- ⑥寒い時期には保温用の古毛布など

＜作り方＞

- ①プラスチック製衣装ケースに「たい肥の素」を入れる
 - ②台所から出る生ごみを入れる
(大きい物は小さく切る)
 - ③よくかき混ぜて空気を含ませる
 - ④2～3ヶ月で完成
- * 衣装ケースの3分の2程度の量になったら生ごみを入れるのを終了して2～3ヶ月熟成させてください。
* 雨に濡れないところで保管してください。

ベランダたい肥づくりの特徴

- ①概ね75×40×35センチメートルの大きさの衣装ケースと『たい肥の素』を使用します
- ②処理可能な生ごみは人が噛み砕くことができるものです(骨や種は不可)
- ③冬場は休眠期なので、生ごみを入れることができるのは概ね3月から10月までになります
- ④好気性バクテリアにより生ごみをたい肥化しますので、少なくとも2日に1回は全体を良くかき混ぜ、空気を含ませます
- ⑤生ごみの処理能力には限界があり、生ごみの発酵具合を見ながら、入れる量を調節する必要があります
- ⑥せん定枝特有の匂いにより、生ごみの腐敗臭はほとんど発生しません
- ⑦春から夏にかけて、小さな羽虫が多数発生することがあります
- ⑧休眠期(11月～2月)に入れるものはお茶がら程度にし、1～2週間に1回は全体を良くかき混ぜ、空気を含ませます



「ベランダたい肥づくり」のお問い合わせ 立川市環境下水道部ごみ対策課 電話 523-2111 内線 6748